



2026 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行
代 表 者 名 取締役頭取 梅田 仁司
(コード：8337 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長
西村 信宏
電 話 番 号 043-243-2111 (大代表)

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の招集 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日別途開示しております「株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する株式移転計画作成について」にてお知らせいたしましたとおり、当行と株式会社千葉銀行の株主総会の承認、当行の普通株主様による種類株主総会の承認及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により、当行と株式会社千葉銀行の完全親会社となる「株式会社ちばフィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）の設立を行う予定です。

本日開催の当行取締役会において、本株式移転に係る株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）及び定款一部変更を承認いただくための臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）、並びに本株式移転計画を承認いただくための普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を招集することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日時・場所並びに付議議案について

（1）本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日時・場所（予定）

開催日時 2026 年 12 月 23 日（水）午前 10 時
開催場所 千葉市美浜区幸町二丁目 1 番 2 号 当行本店 7 階会議室

（2）本臨時株主総会及び本種類株主総会の付議議案

（本臨時株主総会）

- 第 1 号議案 株式会社千葉銀行との株式移転計画承認の件
詳細につきましては、本日別途開示しております「株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する株式移転計画作成について」をご参照ください。
- 第 2 号議案 定款一部変更の件

（本種類株主総会）

議案 株式会社千葉銀行との株式移転計画承認の件

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

当行は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第25条（株主総会の基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会及び本種類株主総会において本株式移転に係る株式移転計画の承認に関する上記議案が承認され、かつ2027年4月1日をもって本株式移転の効力が発生いたしますと、当行の株主は共同持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第25条（株主総会の基準日）の全文を削除するとともに、現行定款第25条以下の条数の繰上げを行うものです（かかる定款の一部変更を、以下「本定款一部変更」といいます。）。

なお、本定款一部変更は、下記（4）の事項を条件といたします。

(ご参考)

2027年3月期（2026年4月1日から2027年3月31日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第52条（変更後の第51条）に従い、2027年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、当行からお支払いする予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。

（変更箇所の下線を付しております。）

現行定款	変更案
第1条～第10条（条文省略）	第1条～第10条（現行どおり）
（優先配当金およびその上限等） 第11条 当銀行は、第 <u>52</u> 条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の信託受託者（以下優先信託受託者という）、優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の信託受託者（以下普通信託受託者という）、普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それ	（優先配当金およびその上限等） 第11条 当銀行は、第 <u>51</u> 条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の信託受託者（以下優先信託受託者という）、優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の信託受託者（以下普通信託受託者という）、普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それ

ぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。 第二種の優先株式1株につき年320円 第四種の優先株式1株につきその1株当たりの払込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 各第五種の優先株式1株につきその1株当たりの払込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 各第六種の優先株式1株につきその1株当たりの払込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 各第七種の優先株式1株につきその1株当たりの払込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 ただし、当該事業年度において第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ある事業年度において、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。	ぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。 第二種の優先株式1株につき年320円 第四種の優先株式1株につきその1株当たりの払込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 各第五種の優先株式1株につきその1株当たりの払込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 各第六種の優先株式1株につきその1株当たりの払込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 各第七種の優先株式1株につきその1株当たりの払込金額相当額に年率8%を乗じて算出した額 ただし、当該事業年度において第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ある事業年度において、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
(優先中間配当金およびその上限)	(優先中間配当金およびその上限)

第 12 条 当銀行は、第 <u>53</u> 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という）を支払う。	第 12 条 当銀行は、第 <u>52</u> 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という）を支払う。
第 13 条～第 22 条（条文省略）	第 13 条～第 22 条（現行どおり）
（除斥期間） 第 23 条 第 <u>54</u> 条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払について、これを準用する。	（除斥期間） 第 23 条 第 <u>53</u> 条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払について、これを準用する。
第 24 条（条文省略）	第 24 条（現行どおり）
（株主総会の基準日） 第 25 条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。	（削除）
第 <u>26</u> 条～第 <u>29</u> 条（条文省略）	第 <u>25</u> 条～第 <u>28</u> 条（現行どおり）
（種類株主総会） 第 <u>30</u> 条 第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条、第 <u>27</u> 条および第 <u>29</u> 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。 また、第 <u>28</u> 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。 2・3 （条文省略）	（種類株主総会） 第 <u>29</u> 条 第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条および第 <u>28</u> 条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。 また、第 <u>27</u> 条の規定は、同規定中の「会社法第 309 条第 2 項に定める決議」とあるのを「会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議」と読み替えたうえで、種類株主総会について、これを準用する。 2・3 （現行どおり）
第 <u>31</u> 条～第 <u>54</u> 条（条文省略）	第 <u>30</u> 条～第 <u>53</u> 条（現行どおり）

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2026 年 12 月 23 日 (水) (予定)
定款変更の効力発生日	2027 年 3 月 31 日 (水) (予定)

(4) 変更の条件

本定款一部変更は、本臨時株主総会において上記第 1 号議案（株式移転計画承認の件）が原案どおりに承認されること、本種類株主総会における上記議案が原案どおりに承認されること、2027 年 3 月 31 日の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件といたします。

以上